

豊平第四分区町内会慶祝及び弔意規程

(豊平第四分区町内会規程第4号 平成22年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、豊平第四分区町内会（以下「町内会」という。）会則第33条の規定に基づき、町内会会員の慶祝及び弔意に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新入学の祝意)

第2条 会員と同居の家族が小学校に新入学する場合には、記念品を贈呈して祝意を表す。

(長寿の祝意)

第3条 会員が喜寿、米寿、白寿、紀寿（100歳）に達した場合（当年中を含む。）には、記念品を贈呈して祝意を表す。

(弔意)

第4条 会員に次の事情が生じたときは次の各号により弔意を表す。

(1) 会員世帯主及び同居の配偶者が死亡した場合は、弔電及び供花又は香典を贈る。

(2) 会員世帯主と同居の親族が死亡した場合は、弔電及び香典を贈る。

2 特別の事情により、前条各号に準拠し難い場合は、町内会長が別の措置を講ずることができる。

(慶祝及び弔意の贈呈基準)

第5条 前3条に定める新入学祝、長寿祝並びに供花又は香典の額は、別表に掲げる基準により贈呈するものとする。ただし、供花贈呈の場合は、物価事情を考慮して措置することができる。

(届出及び規定の不適用)

第6条 会員は、この規程に定める慶祝及び弔事が生じたときは、町内会長に届出するものとする。ただし、事情を生じてから30日以内に届出がなされなかった場合については、前各条の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月20日から施行する。

この規程は、平成26年3月17日から施行する。

この規程は、平成30年1月 1日から施行する。

別表

1 新入学祝贈呈基準

| | |
|-------------|---------------|
| 会員世帯主と同居の家族 | 2, 000円相当の記念品 |
|-------------|---------------|

2 長寿祝贈呈基準

| | |
|--------------|---------------|
| 会員世帯主及び同居の親族 | 3, 000円相当の記念品 |
|--------------|---------------|

3 供花・香典贈呈基準

| | |
|--------------|-----------------|
| 会員世帯主・同居の配偶者 | 10, 000円の香典又は供花 |
| 会員世帯主の同居の親族 | 5, 000円の香典 |